

修士論文要旨
2019年1月

わが国の看護教育のあり方に関する一考察
～高学歴化を背景に～

指導 山本 眞一 教授

大学アドミニストレーション研究科
大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）

216J5064

南部 直気

Master' s Thesis (Abstract)

January 2019

A Study of the State of Nursing Education in Japan: With Reference to of
Nurses' Increasingly High Level of Education

Naoki Nambu

216J5064

Master' s Program in Higher Education Administration (Distance Learning Course)

Graduate School of Higher Education Administration

J. F. Oberlin University

Thesis Supervisor: Shinichi Yamamoto

わが国の看護教育のあり方に関する一考察
-高学歴化を背景に-

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 序 章 | 1 |
| 第一章 わが国の看護職の役割と養成教育の変遷 | 5 |
| 第一節 近代日本における看護職教育の始まり | 5 |
| 第二節 明治期の職業看護師の教育 | 9 |
| 第三節 大正期の看護師養成制度の統一 | 11 |
| 第四節 日本赤十字社の救護看護師養成 | 13 |
| 第五節 戦後の看護教育の変遷 | 15 |
| 第二章 わが国の看護師等養成教育と高学歴化の現状 | 17 |
| 第一節 看護師と准看護師の二重構造 | 17 |
| 第二節 現代の看護師養成教育の多様性 | 23 |
| 第三節 経済合理性から見た看護師養成の高学歴化 | 25 |
| 第四節 教育社会学から見た看護師養成の高学歴化 | 27 |
| 第三章 高等教育機関における看護師等の養成 | 30 |
| 第一節 大学等における看護師養成の現状と課題 | 30 |
| 第二節 看護系大学院の開設の急速な進行と問題提起 | 39 |
| 第三節 大学院における保健師・助産師養成の進行 | 40 |
| 第四章 看護系大学院の拡大要因～アメリカとの比較から | 45 |
| 第一節 わが国の大学院における学び直しのニーズ | 45 |
| 第二節 プロフェッショナルスクールと日本の社会人大学院 | 49 |
| 第三節 わが国の看護系大学院における看護専門職者の養成 | 51 |
| 第四節 看護を取り巻く政治的なアクターの活動 | 54 |
| 第五章 看護系大学・大学院における質保証の課題 | 59 |
| 第一節 看護系大学のアクレディテーション | 59 |
| 第二節 看護系大学の教員養成システムの現状と課題 | 61 |
| 第三節 大学の教育上の能力向上への取り組み | 64 |
| 終 章 | 65 |
| 第一節 本論文の要約と先行研究との関係 | 65 |
| 第二節 看護教育の発展に向けた課題と解決の道筋に向けた提言 | 66 |
| 謝辞 | 69 |
| 引用（参考）文献 | 70 |

論文要旨

本研究においては、看護系大学の急速な拡大進行に伴う様々な問題点を、看護師養成教育における高学歴化進行の経緯や、看護教員養成システムや看護師養成プログラムの維持の面から明らかにするとともに、看護教育のあり方への提言を行うことを目指した。そして、看護師養成が大学における教育に急速に集中している状況は、たとえ国民の健康生活を支える看護人材の確保や、高度な看護学の発展という大義名分はあるにせよ、看護大学教員の養成システムや看護師養成プログラムの質の維持の点では、非常に問題が多い現状にあり、ア kredィテーションの厳格化が欠かせないものになると結論づけている。

第一章では、わが国における看護職の役割や社会的な位置づけの変化を確認する。

明治近代国家が形成される中で看護資格制度の始まりは、明治新政府による産婆管理、すなわち助産師を法令によって取り締まり産科医の管理下に置く体制を構築することにあった。看護師の役割は軍陣の看病人に始まり、戦時救護要員、医師治療後の看護担当へと変化するやがて看護師養成が始められた。戦争以後は救護にあたる看護師需要が急増し、多くの救護員が戦地に派遣された。戦後はGHQの指導下に改革が進められ、職能団体の設立、保助看護の制定公布、専門職としての定義付け、役割機能の明確化、国家資格免許制度が整備されたが、戦前から戦後を通じた長い時代に渡り、医療に関する行為はすべて医師により管理監督される時代が続き、看護職員は病院や医師が養成するもので、看護職は医師の補助者に過ぎないとの考え方に立つ時代が、長く続いてきたことを述べている。

第二章では、現在の看護師養成の状況から、看護職供給システムの在り方を考察するとともに、看護教育を高学歴化へと進行させた動機づけを明らかにすることを目指した。二重構造と言われる看護師と准看護師は、養成制度は異なるが業務の範囲に差はない。就業状況においては双方で適材適所の配置が行われ相互補完の状況がうかがえるが、その位置づけや養成教育制度を巡り、日本看護協会と日本医師会の双方が異なる考え方や主張を展開し解決の見通しに至っていない。看護協会の主張する看護師養成の高学歴化へ進行するメリットは、誰が享受しているのであろうか。そこで看護師養成の高学歴化を教育社会学のアプローチから論証を試みた。メリトクラシー社会では努力して実力をつければ、誰でも地位を獲得することが出来る。日本では高い学歴を得るかどうか重要な意味合いを持つ。技術的機能主義理論に立てば、看護職養成の高学歴化の進行は、求められる技能要件が高度化したと説明できるが、資格試験の現状では高学歴化の必要性は十分に反映されていない。また卒後研修など資格取得後の教育が重視されるにつれて、学校教育の比重は下がるために、高学歴化を機能主義で説明することは困難である。そこでコリンズが用いた葛藤理論に高学歴化を当てはめる。教育は特定の集団への帰属を示し、学歴水準の要求は、それを設定できる権力を持つ団体の利害関係を反映する。「既存の支配集団」が地位を独占するために、「被支配集団」は不利な身分や立場を挽回するため、より高い学歴を求めると説明できる。「既存の支配集団」について加野は「医師と看護師といった職業集団間の葛藤は大いに存在しているように思われる」（加野 2018）と述べ、支配集団は医師であるとの見解を示している。医師という支配集団を頂点に置いてきた体制への葛藤が、看護職の地位向上に資することを目的に、様々な政治的なアクターが活動し、理論的な政策形成を通じて高学歴化を進めてきたとする説には妥当性があるものと考えられるものである。

第三章では、看護系の高等教育機関が開設・整備されてきた経過を、短期大学・四年制大学（国立・公立・私立）の入学定員の推移を軸に、「看護師等の人材確保の促進に関する法律（人確法）」の制定された平成3年以降の経過を辿りながら、大学設置認可制度の動きから確認する。また看護系大学の整備拡大とともに、そこに併設される看護系大学院の整備拡大は、他の学問分野に類を見ない速度で続いているが、そこに見られる問題点の存在を指摘する。さらに看護系大学院で行われる保健師・助産師の養成、特に助産師養成教育については、文部科学省より平成23年に出された「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」において「修得単位数が平均54単位と過密であることが学生と教員の負担となっている」と指摘されるが、本稿では学生の学修負担軽減と質保証の問題に関する問題点と議論の葛藤を、具体的な大学実務の運用事例から明らかにする。

第四章では、看護系大学院における専門職の養成を「社会人の学び直し」の視座より俯瞰し、社会人が大学院で学ぶ場合に克服すべき課題を明らかにする。また、学位制度の比較事例として、日本の「社会人大学院」と、アメリカの「プロフェッショナルスクール」を取り上げ、アクレディテーション制度、資格取得やキャリアパスからの比較を通じて、看護系大学院に学ぶ社会人学生のキャリア志向と、医療現場において求められる人材育成のニーズの双方に、どのようにして整合性を図る努力を講じてきたのかを示すとともに、そこに潜在する学位授与機関としての、学位の内部質保証に対する懸念を示す。あわせて看護政策の形成に大きな影響をもたらすアクターの存在を明らかにすることを目指す。

第五章では、看護系大学の量的拡大の一方で、問題提起されている教育水準の維持向上において、取り組むべき課題を明らかにすることを目指した。山田は「医療系は、プロフェッショナル教育であることは間違いなく、その充実のために何をするかということ、まずはアクレディテーション制度を確立すること」と述べている（山田2013:2）。具体的には、改正細目省令が施行された機関別認証評価第3期への対応、平成29年9月に公表された日本学術会議「教育課程編成上の参照基準 看護学分野」、そして同年10月に文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の取りまとめた「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」が取り組むべき対象であるが、中でもコア・カリキュラムの策定に至った背景に、教育水準における問題の存在が示唆されている。看護系大学の急増により看護大学教員の量的確保が求められる中、質的確保についての課題を抱えながら、看護大学の拡大は続けられた。中教審大学院部会医療系WGでは、「教員が少ないまま大学が増えたため、大学により教員の組織体制に格差があり、大学の教員の能力をいかに上げるかが課題。」「看護系大学院は急速に増えており、都市部以外で定員割れが起きている。」と過剰とも言える規模で看護系大学・大学院が増加した弊害を指摘している（WG2009）。さらに大学院においては、大学院生に大学教員としての資質を高める機能を積極的に拡充することが求められている。東京大学や大阪大学のFFPなどが、その代表的な取り組みであるが、看護系大学教員の質的要求は逆に下がっている。その背景には「看護系大学の急増による教員不足があり、大学院修了者がその資質をあまり問われることなく教員として採用されていく現状（調査研究報告書2013）」があり、大学教員の教育能力の質的向上は、大学の教育水準を高める上で、最も大きな課題であることを明らかにした。

引用（参考）文献

- 医学書院，2005，「看護史」『系統看護学講座別巻』第7版：95-108
- 上嶋洋佑，2017，「日本の私立看護系大学に関する研究-文部科学省政策に着目した私立看護系大学増加要因分析の知見と限界-」『早稲田大学文学研究科紀要62：99-111』
- 加野芳正，2018，「看護師養成の「大学化」に関する考察-高学歴化の背景を探る」日本高等教育学会第21回大会，
- 草間朋子，2017a，「日本におけるNPを巡る10年」『日本NP学会誌』2017vol.1：1-4
- Collins, Randall, 1971, "Functional and Conflict Theories of Educational Stratification" *American Sociological Review*, Vol. 36, No. 6. (Dec., 1971), pp. 1002-1019. (=1980, 潮木守一訳『教育における機能理論と葛藤理論』財団法人東京大学出版会：97-125)
- 近藤潤子，2013，「わが国における看護専門職の教育の現状」『日本私立看護系大学協会会報』第30号：01
- 清水嘉与子・野村陽子ほか，2009，『保健師助産師看護師法60年史』日本看護協会
- 杉本和弘，2014「事例 [1] 仙台青葉学院短期大学 地域社会のニーズに応える短大の新たな可能性」リクルート カレッジマネジメント，2014 vol.186:24-27
- 聖路加国際大学ウェブサイト (<http://university.luke.ac.jp/sph/ja/> 2018.12.22)
- 日本医師会，2018，「平成30年医師会立 助産師・看護師・准看護師学校養成所調査結果」(<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/006876.html> 2018.11.16)
- 公益社団法人日本看護協会「資格認定制度 専門看護師・認定看護師・認定看護管理者」(<http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/> 2018.12.28)
- 橋本紘市，2000，「戦後日本における看護婦（士）の養成システムの変遷と現状-本機構による学士学位授与制度との関連-」『学位研究第13号』43-55
- 橋本紘市，2009，『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部：84-103.
- 平尾真知子，2001「大正四（1915）年制定の「看護婦規則」の制定過程と意義に関する研究」『日本医史学雑誌第47巻第4号：757-796』
- 船戸高樹，2010「厳しさ増す「公私協力方式大学」 重要な理事会の決断-下-」『日本私立大学協会私学高等教育研究所アルカディア学報2399号(2010.04.28)』
- 見藤隆子，2007，『看護職者のための政策過程入門』日本看護協会出版会：70-71
- 山田礼子，1998，「プロフェッショナルスクール:アメリカの専門職養成」玉川大学
- 山田礼子，2013，「大学・大学院における専門職教育」『日本私立看護系大学協会会報』第30号：02
- 厚生労働省，「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」
- 文部科学省，1992，看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針
- 文部科学省，2011，「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」
- 文部科学省，2017，文部科学大臣指定（認定）医療関係技術者養成学校一覧（H29）
- 文部科学省，2017，看護師・准看護師養成施設・入学定員年次推移一覧（H29.5）」
- 文部科学省，2018，「看護系大学の現状と課題」『平成30年度一般社団法人日本看護系大学協議会定時総会配布資料（平成30年6月18日）』